

国民年金保険料の

免除制度があります

経済的な理由等で、保険料が納められない場合は、申請することにより、保険料が免除されることもあります。

●法定免除：①、②に該当する場合、届出により保険料が免除されます。

①生活保護法等による生活扶助を受けているとき。

②障害基礎年金、被用者年金の障害年金を受けているとき。（1級、2級のみ）

↓保険料全額免除

●申請免除：③、④に該当する場合、申請して承認を受けると、保険料が免除されます。

③本人、配偶者及び世帯主のいずれもが前年の所得が一定以下のとき。

④天災等の理由により、保険料を納付することが著しく困難なとき。

↓保険料全額免除または保険料一部免除

免除の申請について

免除の承認期間については、7月から翌年の6月（申請日が1月から6月までの場合はその年の6月）までとなります。ただし、申請が遅れた場合でも、直前の7月まで遡って承認を受けることができます。引き続き7月から免除の承認を受ける方または新たに免除の承認を受ける方は、申請が必要です。

★継続申請が可能です。

「全額免除（失業や天災等を理由とした場合を除く）」の該当者は、継続申請ができます。なお、継続の場合は毎年7月の時点で世帯状況の審査を行います。

申込・問い合わせ先

住民生活課
73-11415
鳥取年金事務所
（旧鳥取社会保険事務所）
27-18311

◆所得による免除は4段階

	免除の所得基準額
全額免除の場合	(扶養親族の数+1) × 35万円 + 22万円
4分の3免除の場合	78万円 + (扶養親族の数 × 38万円) + 社会保険料控除額等
半額免除の場合	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額等
4分の1免除の場合	158万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額等

悪質な電話勧誘に注意!

県東部を中心に、高齢者を狙って高額な商品を売り付け、強引な電話勧誘が多発しています。

【手口】

- ①突然家に電話がかかり、「〇〇（商品）要りますよね？」と一方的に売り付ける。
- ②断ろうとしても一方的に話を進めて切られる。
- ③宅配便で商品を送りつけてくる。

上の金額であればクーリング・オフができます。

☆困ったら早めに相談窓口にご相談し、脅迫行為があれば警察にも相談しましょう。

※クーリングオフ

訪問販売や電話勧誘販売など、購入意思が不確定な状態で契約したとき、申し込みまたは契約後一定の期間、理由なく無条件に契約を解除できる制度

【対処法】

☆あいまいな返事をせずに、きっぱり断りましょう。

☆一方的に送りつけられた場合、配達があっても受け取り拒否をしましょう。

☆仮に受け取った場合でも、電話勧誘販売で3,000円以

【相談窓口】

岩美町消費生活相談窓口（総務課内）

73-11411

消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）

0570-064-370

金婚のご夫婦をお祝いします

町では、9月に開催する「岩美町高齢者ふれあい福祉大会」の式典で、金婚のご夫婦をお祝いします。

ご夫婦そろって結婚50年を迎えられる方（昭和35年に結婚されたご夫婦）は、8月10日（火）までに、福祉課または各地区の老人クラブ会長さんにお申し出ください。

問い合わせ先

福祉課

73-1333